

一般社団法人遠賀中間医師会

おんが病院訪問看護リハビリステーション指定訪問看護事業運営規程（医療保険）

（事業の目的）

第1条 一般社団法人遠賀中間医師会が設置する、おんが病院訪問看護リハビリステーション（以下 本事業所という）において実施する指定訪問看護事業の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、指定訪問看護の円滑な運営管理を図るとともに、利用者の意思及び人権を尊重し、利用者の立場に立った適切な指定訪問看護の提供を確保することを目的とする。

（運営の方針）

第2条 実施する事業は、利用者が可能な限りその居宅において、有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるように配慮して、その療養生活を支援し心身機能の維持回復を目指すものとする。

1. 指定訪問看護は、利用者の心身の特性を踏まえ療養上の世話を適切に行い、目標を設定し計画的に援助を行うものとする。
2. 提供する訪問看護の質の評価を行い、常にその改善を図るものとする。

（指定訪問看護の内容）

第3条 本事業所で行う指定訪問看護は利用者の心身の機能の維持回復を図るよう適切に行うことを目的として、次に掲げる事業を行う。

1. 訪問看護計画書の作成及び利用者又はその家族への説明、利用者の希望、主治医の指示及び心身の状況を踏まえて、療養上の目標を達成する為の具体的なサービス内容を記載した訪問看護計画書を作成し、その主要な事項について利用者又は家族に説明するものとする。
2. 訪問看護計画書に基づく指定訪問看護を行う。
3. 訪問看護報告書の作成を行う。
4. 必要に応じて保健医療福祉サービスと連携する。

（利用料等）

第4条 指定訪問看護を提供した場合、健康保険法等に規定する基本利用料の支払いを利用者からうけるものとする。

1. 指定訪問看護を開始するにあたり、あらかじめ利用者

や家族に対し、費用の内容および金額について別途定める料金表による説明を行い、同意を得るものとする。

2. その他の利用料として次の額の支払いを受ける

- (1) 営業日以外の訪問看護料金 : 1回 2000 円
- (2) 90 分を超過する訪問看護料 : 1800 円/30 分
長時間訪問看護加算が算定できない場合

- (3) ・1 日に複数回訪問が出来ない利用者に同日に
2 回目の訪問を行った場合

・複数回訪問が4 回目になった場合

・1 週間に3 日までの訪問制限がある利用者に

- 4 日目の訪問を行った場合 : 4000 円/30 分

- (4) 死後の処置料 : 5000 円

- (5) 外出時付き添い（2 時間以内） : 10000 円

- (6) 駐車料金 駐車場がなく有料駐車場を利用しないと訪問できない場合

3. 訪問看護に要した、おむつ代等は実費相当の支払いを受ける。

4. 本事業所は、利用者より基本利用料、その他の利用料（個別の費用ごとに区分）の支払いを受けるに際し、その内容を明確に区分した請求書、領収書を交付する。

（通常の事業の実施地域）

第5条 介護保険の区域に順ずる。

（緊急時等における対応方法）

第6条 指定訪問看護提供を行っている時に病状の急変、その他緊急事態が生じた時は臨時応急の手当てを行い、速やかに主治医に指示を求める等の必要な措置を講じると共に管理者へ報告する。

主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講じるものとする。

1. 利用者に対する指定訪問看護の提供により事故が発生した場合は、市町村・当該利用者の家族・当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡すると共にともに、必要な措置を講じるものとする。

2. 利用者に対する指定訪問看護の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

(衛生管理等)

第7条

1. 看護師等の清潔の保持及び健康状態の管理を行うと共に、設備及び備品等の衛生的な管理に努めるものとする。
2. 事業所は、事業所において感染症が発生し、またはまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

(1) 本事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催すると共に、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

(2) 本事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。

(3) 本事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

(秘密保持)

第8条

1. 業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
2. 従業者でなくなった後においても、これらの秘密を保持すべき旨を、従業員との雇用契約の内容とする。
3. 従業員に、その同居の家族である利用者に対する指定訪問看護の提供をさせないものとする。

(相談・苦情対応・処理)

第9条

1. 本事業所は、利用者からの相談、苦情等に対する窓口を設置し、利用者の要望、苦情等に対し迅速に対応し、必要な措置を講じるものとする。
2. 法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村職員からの質問若しくは照会に応じる。指導又は助言を受けた場合は、助言に従って必要な改善を行うものとする。
3. 提供した指定訪問看護に係る利用者からの苦情に関して、国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、指導又は助言を受けた場合は、必要な改善を行うものとする。
4. 本事業所は、前項の苦情の内容等について記録し、当該利用者の契約終了の日から2年間保存する。

(虐待のための措置に関する事項)

第10条 本事業所は、利用者の人権の擁護・虐待等の防

止のため次の措置を講じるものとする。

1. 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底を図る。
2. 虐待の防止の為の指針を整備する。
3. 虐待の防止のための研修について担当者を置き、定期的実施する。
4. サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に擁護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(業務継続計画の策定等)

第11条

1. 本事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問看護等の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。
2. 本事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
3. 本事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(その他運営に関する留意事項)

第12条

1. 従業員の資質向上のために研修の機会体制についても検証・整備する。
 - (1) 採用時研修 採用後6カ月以内
(e ラーニング研修含む)
 - (2) 継続研修 年2回
(e ラーニング研修含む)
2. この規定の概要等、利用（申込）者のサービス選択に関係する事項については、事業所内の見やすい場所に掲示する。
3. 訪問看護計画、サービス提供記録については、それらを当該利用者に交付する。
4. 主治の医師による指示の文書、訪問看護計画書、訪問看護報告書、サービス提供記録については、サービスの提供に係る保険給付支払いの日から5年間、事故発生時の記録、市町村への通知及び苦情処理に関する記録につ

いては、その記録が完結してから2年間保存する。

5. 都道府県及び市町村、並びに国民健康保険団体連合会（以下「都道府県等」という。）からの物件提出の求めや質問・照会等に対応し、その調査に協力するとともに、都道府県等からの指導・助言に従って必要な改善を行う。また、都道府県等から求められた場合には、その改善の内容を都道府県等に報告する。

6. この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は、一般社団法人遠賀中間医師会と管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規程は平成27年10月1日から施行する

この規程は平成29年2月1日より改正する。

この規程は令和2年2月1日より改正する。

この規定は令和6年2月1日より改正する。

この規定は令和7年2月1日より改正する。

一般社団法人遠賀中間医師会

おんが病院 訪問看護リハビリステーション 運営規程（介護保険）

（事業の目的）

第1条 一般社団法人遠賀中間医師会が開設する おんが病院訪問看護リハビリステーション（以下「ステーション」という）が行う訪問看護及び介護予防訪問看護の事業（以下「事業」という）の適正な運営を確保するため、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業の円滑な運営管理を図るとともに、ステーションの看護師等が要介護状態又は要支援状態にあり、主治医が指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の必要を認めた高齢者に対して療養生活を支援する。また心身の機能の維持回復を目指すことにより利用者が可能限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的とする。

（運営の方針）

第2条

1. (1) 指定訪問看護等においては、要介護状態等の利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるように配慮して、その療養生活を支援し、心身機能の維持回復を図るものとする。
 - (2) ステーションは、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。
 - (3) 利用者の要介護状態等の軽減又は悪化の防止に資するよう、その療養上の目標を設定し、計画的に行うものとする。
 - (4) 指定訪問看護等の提供に当たっては、医師の指示並びに訪問看護計画に基づき、利用者の心身機能の維持回復を図り、日常生活の自立に資するよう適切に行う。
 - (5) 利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。
 - (6) 指定訪問看護等の提供にあたっては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。
2. 指定訪問看護等の提供に当たっては、市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携に努める。

3. ステーションは、正当な理由なくサービス提供を拒まない。

（事業所の名称及び所在地）

第3条 事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

1. 名 称 おんが病院 訪問看護リハビリステーション
2. 所在地 福岡県遠賀郡遠賀町大字尾崎 1725 番地 2

（従業員の職種、員数及び職務の内容）

第4条 ステーションに勤務する従業員の職種員数及び職務の内容は次のとおりとする。

1. 管理者

看護師 1 名(常勤、訪問看護師と兼務)

管理者は、ステーションの授業員の管理、指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の利用の申し込みに係る調整主治医との連携・調整・業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行う。

2. 看護師 6 名以上（管理者兼務を含む）

看護師等は、訪問看護計画書及び介護予防訪問看護、報告書を作成し、利用者又はその家族に説明する。

看護師等は、指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の提供にあたる。

3. 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士 2 名以上

理学療法士等は、その訪問が看護業務の一環としてのリハビリテーションを中心としたものである場合に、看護職員の代わりに訪問する。その場合は看護師と共に（介護予防）訪問看護計画書、報告書を作成し、サービスの提供にあたる。

4. 事務職員 1 名以上 必要な事務を行う。

（営業日及び営業時間）

第5条 ステーションの営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

1. ステーションの営業日 月曜日から金曜日
(但し、日曜及び 12 月 29 日～1 月 3 日を除く)

2. 営業時間 8:20～17:00

3. 訪問看護提供対応日 月曜日から土曜日

(ただし 24 時間の連絡体制を整えているため緊急対応

は年中すべて対応可能)

4. 訪問看護サービス提供時間 8:20~17:00

5. 電話等により 24 時間常時連絡が可能な体制とする。

(指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の内容)

第 6 条 指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の内容は次のとおりとする。

1. 病状・障害の観察
2. 清拭・洗髪等による清潔の保持
3. 療養上の世話
4. ターミナル患者・終末期患者への援助
(疼痛コントロールを含む)
5. 褥瘡の予防・処置
6. 認知症患者の看護
7. リハビリテーション
8. 療養生活や介護方法の指導
9. カテーテル等の管理
10. その他の医師の指示による医療処置

(利用料等)

第 7 条 指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護を提供した場合の利用料は次のとおりとする。

1. 別表のとおり厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護が法定受領サービスであるときはその利用者に応じ、1 割・2 割又は 3 割の額とする。

2. 訪問看護に要した、おむつ代又は死後処置料などは実費相当の支払いを受ける。 死後処置料 : 5000 円

3. 通常の実施区域を越えて行う際の交通費は、その実費を次のとおり徴収する。

実施地域以外から片道 1km 未満 : 無料

実施地域以外から片道 1~3km 未満 : 100 円

実施地域以外から片道 3km 以上 : 200 円

4. 費用の支払を受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払に同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けることとする。

(通常の事業の実施地域)

第 8 条 通常の事業の実施地域は、
遠賀郡遠賀町／遠賀郡岡垣町／遠賀郡水巻町／
遠賀郡芦屋町／中間市
の区域とする。

(緊急時等における対応方法)

第 9 条

1. 看護師等は、訪問看護及び介護予防訪問看護を実施中に利用者に病状に急変、その他緊急事態が生じた時は、必要に応じて臨時応急の手当てを行うとともに、速やかに主治医に連絡し、適切な処置を行う。

2. 看護等は、しかるべき処置をした場合は、速やかに管理者及び主治医に報告しなければならない。

(衛生管理等)

第 10 条 ステーションは、従業員の清潔の保持及び健康状態の管理を行うとともに、事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努めるものとする。

2 事業所は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

(1) ステーションにおける感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)をおおむね 6 月に 1 回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る

(2) ステーションにおける感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する

(3) ステーションにおいて、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施する

(事故処理)

第 11 条 ステーションは、サービス提供に際し、利用者に事故が発生した場合には、速やかに区市町村、介護支援専門員、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。

1. ステーションは、前項の事故の状況及び事故に際してとった処置について記録し、当該利用者の契約終了の日から 2 年間保存する。

2. ステーションは、利用者に賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

(相談・苦情対応)

第 12 条 ステーションは、利用者からの相談、苦情等に対する窓口を設置し、指定居宅サービス等に関する利用者の要望、苦情等に対し、迅速に対応する。

1. ステーションは、前項の苦情の内容等について記録し、当該利用者の契約終了の日から2年間保存する。

(虐待のための措置に関する事項)

第13条 ステーションは、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講じるものとする。

1. 虐待の防止のための対策を検討する委員会定期的に開催するとともに、その結果について、看護師等に周知徹底を図る。

2. 虐待の防止の為に指針を整備する。

3. 虐待の防止のための研修について担当者を置き、定期的実施する。

4. サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に擁護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

5. ステーションは次の通り虐待防止責任者を定めます。
役職：管理者 氏名：橋本 綾子

(業務継続計画の策定等)

第14条 ステーションは、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問看護等の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2. ステーションは、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。

3. ステーションは、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第14条 ステーションは、看護師等の資質向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとして、業務体制を整備する。

1. 採用時研修 採用後6カ月以内

(eラーニング研修含む)

2. 継続研修 年2回 (eラーニング研修含む)

3. 業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する

4. 従業員であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業員でなくなった場合においてもこれらの秘密を保持すべき旨を従業員との雇用契約の内容とする。

5. この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は一般社団法人遠賀中間医師会とステーションの管理者との協議に基づいて定めるものとする。

6. ステーションは、訪問看護に関する記録を整備し、サービスの提供に係る保険給付支払の日から5年間保存するものとする。

附則

この規程は平成27年10月1日から施行する。

この規程は平成29年2月1日より改正する。

この規程は平成30年12月1日より改正する。

この規程は令和1年9月1日より改正する。

この規程は令和2年2月1日より改正する。

この規程は令和3年4月1日より改正する。

この規程は令和3年5月1日より改正する。

この規定は令和6年2月1日より改正する。

この規定は令和7年2月1日より改正する。